

岐阜県公報

第二千八百五十五号
平成二十九年六月十三日

(火曜日)

目次

公安委員会規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則

(生活安全総務課) 三七七ページ

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 三七八

道路の供用開始

(道路維持課) 三七八

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 三七九

指定自立支援医療機関の指定

(身体障害者更生相談所) 三七九

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 三八〇

公安委員会規則

ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則をここに公布する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第七号

ストーカー行為等の規制等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく岐阜県公安委員会の事務の委任に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第十七条第一項の規定に基づき、岐阜県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第二条 公安委員会は、次に掲げる事務を岐阜県警察本部長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による命令
- 二 前号に掲げる命令をしようとする場合の聴聞
- 三 法第五条第三項の禁止命令等
- 四 前号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第三項に規定する意見の聴取
- 五 第一号に掲げる命令及び第三号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知

指定番号 産 九一	所 在 地 岐阜県関市池尻字赤根八九四番一	埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に 関する法律施行規則(昭 和四十六年厚生省令第三 十五号)第十二条の三十
--------------	--------------------------	--

廃止済産業廃棄物最終処分場に係る指定区域

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第三百九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十
七第一項に規定する指定区域を指定するので、同条第二項の規定により告示する。

告 示

六 法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分
 七 前号に掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞
 八 第六号に掲げる延長の処分に係る法第五条第十項において読み替えて準用する同
 条第六項又は第七項の規定による通知
 九 法第十三条第二項の規定による報告徴収等
 (警察署長への事務の委任)
 第三条 公安委員会は、次に掲げる事務を警察署長に委任する。
 一 法第五条第三項の禁止命令等
 二 前号に掲げる禁止命令等に係る法第五条第六項又は第七項の規定による通知
 三 法第十三条第二項の規定による報告徴収等(第一号に掲げる禁止命令等をするた
 めに必要なものと認めるときに行つものに限る。)
 附則
 この規則は、平成二十九年六月十四日から施行する。

一 第二号に掲げる埋立地	岐阜県告示第三百十号	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供 用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維 持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十九年六月十三日 岐阜県知事 古 田 肇												
<table border="1"> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>延長(メートル)</th> <th>供用開始の期日</th> <th>備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)</th> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>明豊 智田 線</td> <td>恵那市明智町字両家九一五番 一地从先から 同市同 町字落合八三三番 五地先まで</td> <td>二八・三</td> <td>平成 二九・六・三</td> <td>平成 二九・二・一九</td> </tr> </table>	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)	県道	明豊 智田 線	恵那市明智町字両家九一五番 一地从先から 同市同 町字落合八三三番 五地先まで	二八・三	平成 二九・六・三	平成 二九・二・一九	岐阜県告示第三百十一号	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供 用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維 持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成二十九年六月十三日 岐阜県知事 古 田 肇
道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)									
県道	明豊 智田 線	恵那市明智町字両家九一五番 一地从先から 同市同 町字落合八三三番 五地先まで	二八・三	平成 二九・六・三	平成 二九・二・一九									

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区	区
間	間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域の変更又は告示年月日ほか)	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)

岐阜県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年六月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	道路の種類
路線名	路線名
区	区
間	間
延長(メートル)	延長(メートル)
供用開始の期日	供用開始の期日
備考(区域の変更又は告示年月日ほか)	備考(区域の変更又は告示年月日ほか)

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年六月十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号

二 意見の概要

岐阜市長の意見

・騒音について

(届出事項 変更)

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
----	-----	-----------	------

かかみの調剤薬局	各務原市鷺沼各務原町六丁目一〇六番一	育成・更生	平成 二九・六 一
スマイルあさひ薬局	高山市朝日町万石二二五 一	同	同
V・drug羽島南薬局	羽島市江吉良町九三八	同	同
オレンジ薬局	関市福野町一〇番地二	同	同
スギ薬局各務原市役所前店	各務原市那加住吉町二丁目一番地一	同	同
ピノキオ薬局三宅店	羽島郡岐南町三宅八丁目一三八番	同	同
ほほえみ薬局	美濃加茂市太田町三四三八 二	同	同
郡上薬局	郡上市八幡町大正町五六	同	同
貴船薬局広小路店	多治見市広小路二 二二	同	同
くすのき薬局	各務原市那加楠町四五 二二	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十九年六月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（病院・診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担う診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年月日変更
国保関ヶ原診療所	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九〇番地の二九	人工透析内	腎臓（透析）	育成・更生	平成 二九・四 一

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日変更
キョーワ薬局北方店	本巣郡北方町加茂字野田四七四一	育成・更生	平成 二九・三 一

（訪問看護事業者）

名称	所在地	自立支援医療の種類	年月日変更
ピケアフル訪問看護リハピリステーション	美濃加茂市川合町二七二二	育成・更生	平成 二九・三 一

平成二十九年六月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県岐阜市数田南二丁目一番一

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社